

環境コンプライアンス

「美しい地球を守ろう」とする環境関連規制の強化は、世界的な潮流となっています。グローバル、ローカルにかかわらず、企業は環境法規制遵守を使命とし、温室効果ガス排出規制や有害化学物質含有禁止、ISO14001の法的な要求事項、リスク管理マネジメント、環境情報開示などの課題へと取り組む必要に迫られています。

ここでは、カシオの環境コンプライアンスの取り組みを紹介します。

基準管理と監査 ～定期的な内部監査と第三者監査

カシオのISO14001認定登録拠点数は14拠点になります。

これらの各事業所では国や県・市が定める規制基準および自主基準に基づき、排出ガス濃度（ばいじん・SO_x・NO_x）や排出水質（有害物質を含む水）の測定による状態管理や改善活動を定常的に実施しています。また、有害大気汚染物質の使用状況、VOC（揮発性有機化合物）の取扱量や大気排出量の測定・報告なども行っています。

さらに、各事業所では内部環境監査員や環境審査員補の育成を行い、内部監査を実施する他、定期的に外部機関の第三者監査を受け、改善活動を行っています。

今後、カシオの環境監査水準を高めていく課題として、内部環境監査員には、環境リスク感知能力の向上、各種環境関連法令の理解力の向上、化学物質管理にかかわる内外の法律や情報管理についての習得、さらに課題発見や改善提案を行うなど、「現地・現場」から環境コンプライアンスを先導する役割が望まれています。

製品開発・設計・製造におけるコンプライアンス

製品の環境配慮を要求する法規制は、近年厳しくなる一方です。EUや米国各州のような先行地域はもとより、アジアや中南米、中東などの新興国においても、先進地域を参考にした法規制が審議され、あるいは成立しつつあります。後発の法律は、先行している法規制を参考にしながらも、具体的な要求事項が少しずつ異なっている場合もあります。これらを正しく解釈し、カシオ製品に適用させる必要があります。

そのためカシオでは、現地からの情報、同業他社との情報交換、専門の情報機関などから常に最新の情報を入手し、カシオ製品に要求される法規制情報をチェックしています。審議中の法律も含めて法律文書を分析し、公布後はただちに具体的な製品対応方針を定め、全カシオ製品に適用しています。

カシオは「新グリーン商品開発会議」の中に製品環境法規制検討ワーキンググループを設け、環境部門、技術部門、開発設計部門、および営業部門が集まり、法律適合のための検討を行っています。ここでは成立した法規制にとどまらず、現在審議中の法規制も対象とし、情報の共有、合理的な対応方針の策定、対応状況の確認などを行い、開発・設計・製造・販売をサポートしています。

ワーキンググループでは

1. 法規制関連情報（規制当局、海外現地法人、情報サービス、工業会、同業他社などから）の収集、共有
2. 法規制関連情報の分析、解釈
3. 製造・輸出入・販売事業者の義務行為の掌握
4. 開発や設計標準への展開と審査チェック
5. 設計支援ツール（含有化学物質データベース等）の使用効率の向上

などを行っています。

また、法規制によっては厳しい罰則などが設けられるため、リスク管理というテーマへもいっそう注力していく必要を認識しています。

製品に含まれる化学物質に関するコンプライアンス

電気電子製品に含まれる化学物質を規制する法律が、海外各地域で次々に成立しており、また既存の規制も年々強化されつつあります。個々の法規制により、対象の化学物質、規制される用途、免除される用途、しきい値、対象範囲、要求事項（含有制限、ラベリング、あるいは情報提供など）が異なります。

カシオでは、製品に含まれる化学物質に関する法規制を可能な限り集約してカシオグリーン調達基準書に反映させています。開発設計部門において、製品を構成する部品・材料がカシオグリーン調達基準に適合していることをデータベースで確認することにより、世界全域の化学物質規制遵守ができるようにしています。

使用済み製品の回収・リサイクル・適切な処分に関するコンプライアンス

使用済みの電気電子製品、包装材、電池を回収・リサイクルするための法規制は世界の各地域にあります。省資源・リサイクル配慮設計、ユーザーによる分別回収を促進するための表示や情報提供、適切な処理のための情報提供などにつき、それぞれの規制の要求事項に対応しなければなりません。

カシオでは、商品設計終了時の監査において、製品の省資源化、易解体性、リサイクル可能性、再生材の利用状況を評価しており、またシンボル表示や記載情報について、世界各地域の法的要求事項を満足しているかどうかを確認しています。

消費電力に関するコンプライアンス

電気電子機器、および外部電源装置や充電器には、製品カテゴリにより、あるいは電源の種類により、消費電力あるいは電源効率の規制があります。消費電力や効率に関して、最低基準の遵守を要求する規制、消費電力レベルの表示を要求する規制など、要求事項もさまざまです。カシオでは、個々の製品ごとに、適用される規制を確認し、要求事項を満足するように開発設計し、必要に応じて当局の認可申請や届出などを行っています。

省エネルギーおよび地球温暖化防止にかかわるコンプライアンス

以下の省エネルギーおよび地球温暖化防止にかかわるコンプライアンスは、カシオが掲げる、低炭素社会の実現を目指す中長期の環境ビジョンや環境宣言を、実効あるものにするための重要な行動です。

1：省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）

カシオ計算機、およびグループ企業では、法令の要求事項に従い、事業者単位でエネルギー使用の合理化に取り組んでいます。対象となる事業者は2009年度より定期報告書・中長期計画書を提出しているほか、「エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準」に従い、管理体制の整備等を進めています。

2：温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）

カシオ計算機、およびグループ企業では、エネルギー起源のCO₂以外の温室効果ガスについては、法令の定める基準を超える排出はなく、このため、省エネ法定期報告書を提出することにより、温室効果ガス排出量の報告に関する要求事項に対応しています。

3：東京都の環境確保条例

東京都では、2008年度から大規模事業所（原油換算エネルギー使用量1,500kl/年以上）を対象に、温室効果ガスの総量削減を求め、5年間ごとの削減期間において、基準となる排出量に対して削減義務が課せられる温室効果ガス排出量の「総量削減義務と排出量取引制度」が導入されました。

また、東京都のすべての中小事業所（原油換算エネルギー使用量1,500kl/年未満）を対象にして、2009年度から「地球温暖化対策報告書制度」が始まっています。

カシオグループでは、制度の目的を理解し、ISO14001のマネジメントシステム等により、現状の把握・対策の実施・報告書の作成および提出（義務又は任意報告）を行っています。

環境情報開示におけるコンプライアンス

企業の情報開示基準を巡る国際的な動きも活発化しています。

特に、国際財務報告基準（IFRS）の国内基準化を求めらる中で、非財務情報の開示を加えて企業の将来を見通す情報を「マネジメント・コメントリー（MC）」として提供させようという動きが進んでいます。つまり企業の置かれている状況、事業戦略、リスク、財務業績などとの関連性がデータで示される非財務情報の開示が望まれてきているのです。

このために、カシオは、すべてのステークホルダーに正しい環境情報がわかりやすく開示できるよう、

1. 環境影響に関する、より正確な指標の採用と比較可能性の提供
2. 企業戦略との相互関連性が伝わる、環境を含む非財務情報の提供
3. 環境情報が企業業績向上に与えている影響力の説明の提供

などを目指し、環境情報開示に取り組んでいくとともに、世界的な非財務情報の開示基準や規格化に対応する作業を進めていきます。

TOPICS ウォルマート・サステナビリティ・インデックスへの協力

昨今、メーカーや小売業者にとって、サステナビリティ（持続可能性）が重要なキーワードになりつつあります。

環境負荷の低い（サステナブルな）商品を提供する事は重要な戦略になっています。多くの小売業者は、独自に設定したサステナビリティのための目標の達成に意欲的であり、彼らに納品しているメーカー各社は、その達成に対して前向きな関与が求められています。

例えば、世界最大のスーパーストアであるウォルマートもサステナビリティに積極的に取り組んでおり、その一環としてサステナビリティ・インデックス（持続可能性の標準指標）づくりに力を入れています。

2009年、ウォルマートは納品業者のサステナビリティ対応を評価するために、全業者に対してアンケート調査を実施しましたが、カシオもこれに協力し、サステナビリティへの取り組みを提示しました。

カシオはこれからも、環境配慮製品の創出などにより、サステナビリティへの貢献を継続していきます。



ウォルマート社主催のGlobal Milestone Meeting（2009年7月米国アーカンソー州）写真提供：ウォルマート